

令和 7 年度第 4 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 7 年 6 月 2 1 日（土）	午後 1 時 0 0 分
場	所	八王子市役所 事務棟 8 階	8 0 1 会議室

第4回定例会議事日程

- 1 日 時 令和7年6月21日（土）午後1時
- 2 場 所 八王子市役所 事務棟8階 801会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第15号議案 令和8年春秋叙勲候補者の推薦に関する事務処理の報告について
 - 第2 第16号議案 令和7年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦について
 - 第3 第17号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について
 - 第4 第18号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - 第5 第19号議案 八王子市学習支援委員の委嘱について
 - 第6 第20号議案 八王子市博物館協議会委員の委嘱について
 - 第7 第21号議案 八王子市公立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則設定について
 - 第8 第22号議案 八王子市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
 - 第9 第23号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
 - 第10 第24号議案 八王子市運動場条例施行規則の一部を改正する規則設定について
 - 第11 第25号議案 八王子市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則設定について
 - 第12 第26号議案 特別支援学級等の設置について
 - 第13 第27号議案 令和5年度（2023年度）執行分定期監査結果に基づく措置について
- 4 報告事項
 - ・令和6年度（2024年度）学校運営協議会の運営状況について

(地域教育推進課)

- ・令和6年度（2024年度）における不登校総合対策「つながるプラン」の進捗状況について（教育指導課）
 - ・高齢者叙勲の受章について（教職員課）
 - ・日本遺産構成文化財「上の祭り・下の祭り（八王子まつり）」のPRについて（文化財課）
 - ・「子ども読書の日」に関連したイベントの実施結果について（図書館課）
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	保 坂 暁 子
委 員	伊 東 哲
委 員	守 屋 香 里
委 員	田 中 雅 美

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	松 土 和 広
学校教育部指導担当部長	上 野 和 広
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	武 井 博 英
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	平 井 智 也
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	古 川 洋一郎
特別支援・情報教育担当課長	遠 藤 徹 也
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
統 括 指 導 主 事	志 村 亮 介

統括指導主事	福島裕子
生涯学習スポーツ部長	佐藤晴久
生涯学習政策課長	田島裕子
放課後児童支援課長	坂野優一
スポーツ振興課長	吉森研吾
学習支援課長	松井洋一
文化財課長	中野目泰明
日本遺産推進担当課長	塩澤宏幸
こども科学館長	飯塚由則
図書館課長兼八王子市図書館長	堀内栄史
教育指導課指導主事	上田隆司
教育指導課指導主事	安東奈々
地域教育推進課課長補佐兼主査	上奥健二
教育指導課指導主事	横倉圭
教育指導課主査	後藤浩之
教職員課主査	石渡正起
生涯学習政策課主査	星野貴洋
スポーツ振興課主査	早川祐太
学習支援課主査	大関亮
文化財課主査	時友彰吾
教育総務課課長補佐兼主査	岩崎隆浩
教育総務課主任	田中美緒
教育総務課主事	手塚早紀
教育総務課会計年度任用職員	羽山あゆ美

【午後 1 時 0 0 分開会】

○安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は 5 名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

只今より、令和 7 年度第 4 回定例会を開会いたします。

初めに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。また、本定例会におきまして、職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「子ども読書の日」に関連したイベントの実施結果について」、これは資料配付のみの報告といたしたいと思います。また、第 22 号議案から第 25 号議案及び第 27 号議案はいまだ意思形成過程のため、第 15 号議案及び第 16 号議案は審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

-----◇-----

○安間教育長 日程第 3 第 17 号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について、を議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

○田島生涯学習政策課長 それでは、第 17 号議案八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について、担当の星野主査より御説明いたします。

○星野生涯学習政策課主査 それでは、御説明いたします。

生涯学習審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき設置された教育委員会の附属機関であり、平成 19 年 7 月から設置しております。委員の任期は、八王子市生涯学習審議会条例の規定により 3 年となっており、令和 7 年 6 月 30 日をもって現委員の任期が満了となりますので、ここで新たに委員を委嘱するものです。

本審議会の役割ですが、教育委員会の諮問に応じ、生涯学習の振興に関する計画の立案や生涯学習に関する施策、事業評価などを調査・審議・答申いたします。

委員候補者につきましては、八王子市生涯学習審議会条例施行規則に基づき、学校教育及び社会教育関係者より9名、学識経験者より4名、公募市民3名の合計16名を選出いたしました。公募市民につきましては9名の応募者の中から、生涯学習や社会教育の普及に対する熱意や幅広い知識などを評価し、論文と面接を経て3名の候補者を選出いたしました。

委員の構成につきましては、全16名のうち5名が新任となっております。

また、任期につきましては、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとなっております。

説明は以上です。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はありませんか。

○伊東委員 御説明ありがとうございます。生涯学習審議会の委員の方々なのですが、会議というのは、例えば、月に何回開催、年に何回開催など、そのような定例的な会議と、ある特別な会議など、そのようなものは定められているのでしょうか。

○星野生涯学習政策課主査 会議の数ですが、年度ごとの議案に応じる形になるのですが、けれども、大体年6回程度の会議の開催となっております。

○安間教育長 この後、おそらくこういった報告が続きますけれども、前回も言ったと思うのですが、一応、「これがこうです」だけではなくて、どんなことをやるのだということ、ひと言解説の中に入れて説明をしてもらえませんか。

○星野生涯学習政策課主査 生涯学習審議会につきましては、生涯学習に関する施策についての御意見や、そういったところを委員の方々からいただきまして、直近で言いますと、昨年度につきましては、生涯学習プランの策定のために様々な御意見をいただきまして、審議会を開催させていただいたところでございます。

○安間教育長 もうちょっと具体的に言えると分かりやすいと思います。みんなが分かるように説明してもらいたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御意見はございますか。

よろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第17号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第17号議案については、そのように決定することにいたしました。

-----◇-----

○安間教育長 日程第4 第18号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

○吉森スポーツ振興課長 それでは、第18号議案八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱につきまして、担当の早川主査から御説明させていただきます。

○早川スポーツ振興課主査 それでは、御説明いたします。

スポーツ推進審議会は、スポーツ推進計画、スポーツ施設及び設備、スポーツ指導者の要請及び資質の向上、スポーツ団体の育成、スポーツに関する事業の実施及び奨励、スポーツに関する施策及び事業の評価など、スポーツの推進に関することについて教育委員会の諮問に応じ、調査審議し建議することが所掌事項となります。

6月末で任期を終えることから、7月1日より改めて委員の委嘱を行うものです。

委員候補者につきましては、スポーツ関係者より7名、障害者スポーツ関係者より2名、学校体育関係者より2名、学識経験者より2名、公募市民1名の合計14名でございます。公募市民1名につきましては、スポーツ推進に対する熱意や幅広い視野をもち、柔軟な発想や形式を期待できる人材を観点とし、選考を行ってまいりました。八王子市スポーツ推進審議会条例施行規則第2第2条の5によると、公募市民は2名以内となっております。幅広く市民から意見を聴取する機会を確保するため、引き続き公募を行うことを検討してまいります。

説明は以上です。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はございますか。

○田中委員 御説明ありがとうございます。こちらの候補者の名前の中には、学校体育関係で学校の関係者の方もいらっしゃいますが、こちらは部活動についても共に色々と審議をされたりということも含まれているのでしょうか。

○早川スポーツ振興課主査 スポーツ推進審議会の議題の中には、スポーツに関するもの幅広く含まれておりますので、部活に関するものであったり、そのようなものも含めて、スポーツに関するものを幅広く審議していく場となっております。

以上です。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

○伊東委員 ありがとうございます。私、先ほども質問をさせていただいたのですが、教育委員会という組織と審議会というものの関係性というのですかね、これがどうこうということではないのですけれども、生涯学習審議会やスポーツ振興審議会など色々ありますが、審議会というのとは一体何なのか。

そして、また、教育委員会とはどのような関係にあるのかということについて、分かりやすい関係図のようなものがあると非常に分かりやすいのではないかと思います。しているのですが、その辺りについてレクチャーしていただけたらと思います。

○早川スポーツ振興課主査 教育委員会との関係性ですが、教育委員会から諮問されたものに依じて、審議会でもって、その内容の調査、審議、議論をし、審議した結果を教育委員会へ加答するものとなっております。すみません。図式化されたものがないので、少々分かりにくい説明になってしまいますが、説明は以上です。

○安間教育長 直近は何を諮問しましたか。

○早川スポーツ振興課主査 直近の審議会につきましては、令和7年3月に開催をしております。スポーツ推進計画に関するものであったり、令和7年度のスポーツに関する予算についてなど、そういったものを審議しております。

○伊東委員 ありがとうございます。教育委員会から、生涯学習審議会にしてもスポーツ推進審議会にしても、その諮問内容というのは教育委員会決定をしているものなのでしょうか。なのではないかというのは、大変申し訳ないですが、そのような形で諮問についても、教育委員会で決めたことを審議しているというように考

えてよろしいのですかね。

○吉森スポーツ振興課長　先ほどのスポーツ推進計画につきましては、令和6年の段階で、教育委員会からの諮問という形で正式に実施しているものでございます。その他の予算や決算などの報告につきましては、特にそういった形ではなく、その審議会の皆さんに情報提供するような形でやらせていただいているところでございます。

○伊東委員　めんどくさいことを言って申し訳ないですが、諮問があったら答申があるというのが常識だと思うのですけれども、その諮問と答申の関係からいくと、生涯学習審議会にしてもスポーツ推進審議会にしても、答申というものは挙がってくるのでしょうか。

○早川スポーツ振興課主査　スポーツ推進審議会についても、答申という形で教育委員会に返すものになっております。

以上です。

○伊東委員　はい、分かりました。

○安間教育長　スポーツ推進審議会委員の委嘱についてだけに限らず、どんなことを諮問しました、どんな答申がありましたというのを、教育委員会の定例会の中で十分考えて、検討してみてください。

ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは、御意見ないようでございますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第18号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　御異議ないもの認めます。

よって、第18号議案については、そのように決定することにいたしました。

—————◇—————

○安間教育長 日程第5 第19号議案 八王子市学習支援委員の委嘱について、を議題に供します。

本案について、学習支援課から説明願います。

○松井学習支援課長 それでは、第19号議案八王子市学習支援委員の委嘱について、担当の大関主査より御説明いたします。

○大関学習支援課主査 それでは、御説明いたします。

今回委嘱する学習支援委員の職務としましては、市民に対する生涯学習活動の支援及び相談、余暇利用の支援、学習情報の収集及び提供などとなっており、委員それぞれの得意分野を生かし、例えば、高齢者向けのスマホ・パソコン相談会や大学と連携した防災ワークショップを開催するなど、様々な形で市民の学びを支援していただいているところです。

委員の任期は、八王子市学習支援委員に関する規則第4条の規定により3年となっており、令和7年6月30日をもって、現委員の15名の任期が満了となりますので、ここで新たに委員を委嘱するものです。

委員の選任についてですが、学習支援委員規則第3条の規定により、生涯学習分野で知識、技能、経験を有しており、生涯学習の振興に熱意があるもの者のうちから選任することとしております。

今回の委員候補者につきましては、八王子市生涯学習プランの基本理念である、「つながり、学びあうまち八王子」を継続的に推進するため、幅広く人材を登用し、透明性の高い運営を行うことを目的に委員全員を公募としたところ、16名の応募がございました。論文審査による第一次審査、面接による第二次審査を経まして、最終的に応募者全員の16名を候補者としたところでございます。

委員の構成につきましては、全16名のうち3名が新任となっております。

また、任期につきましては、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとなっております。

説明は以上です。

○安間教育長 説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はありませんか。

○守屋委員 御説明ありがとうございます。こちらのほうは24人以内、公募と書いて

あるのですが、今の御説明の中で16名応募があって、16人全員熱意があるということで、お名前を見ていると、結構私たち世代だったり、少し上の世代だったり、比較的見たことのあるお名前の方が多いのですが、これは推薦や何かそういうのは、何というのでしょうか、世代的なところでいうと比較的、お若い方ももちろん入っているのですけれども、50歳より上だったり、60代の方も多いのですが、推薦など、そのようなものは受け付けたりはしてないのでしょうか。

○大関学習支援課主査　基本的には、今回の16名の候補者につきましては、全員自主的に御応募いただいているところでございます。

○安間教育長　つまり、推薦はあるのですか。

○大関学習支援課主査　推薦は、今回の第7期に関してはないのですが、以前には推薦を受けて、あくまでも応募は自主的となりますが、推薦をいただいて、その方が「じゃあ、応募します」ということで応募していただいたという経緯は過去にあります。

○伊東委員　私はとても良い取組だと思うのですが、このような学習支援の方々はどういう場に行って、こういった支援をされるのか、それからこれまでの実績的なもので、どのようなジャンルの支援の方の需要が多いのか、そのような何かデータのものはあるのでしょうか。

○大関学習支援課主査　今伊東委員がおっしゃられましたように、活動内容の見える化というのは、まさに私たちも課題の1つだと思っております、今回の改選を機に次の3年間では、いわゆる活動内容の共有化、あと委員同士の共有化もそうですし、対市民に対して「こういった学習支援のこういう活動をしていますよ」というPRを含めて、情報の見える化をより一層図っていきたいと考えております。

○伊東委員　今のお話ですと、現在においては、この支援委員の方々の活動状況や実績など、そういったもののデータ集積というのはしていないということですか。

○大関学習支援課主査　支援委員の方からは、毎月必ずその月の活動報告書を出していただいておりますので、事務局としてはどんな活動を各委員がしているかというのを把握しています。ただ、それが市民の方に見える形になっていないというのが課題と思っておりますので、次の第7期ではそういったところを検討していきたいと考えております。

○安間教育長　ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第19号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないもの認めます。

よって、第19号議案については、そのように決定することにいたしました。

—————◇—————

○安間教育長 日程第6 第20号議案 八王子市博物館協議会委員の委嘱について、
を議題に供します。

本案について、文化財課、こども科学館から説明願います。

○中野目文化財課長 それでは、第20号議案八王子市博物館協議会の委員の委嘱について、を担当の時友主査より御説明させていただきます。

○時友文化財課主査 第20号議案八王子市博物館協議会の委員の委嘱について御説明いたします。

本委員会についての役割ですが、八王子市郷土資料館及び八王子市こども科学館、この2館の諮問のうち、社会教育から学校教育、地域文化の振興施策、事業評価などを調査、審議、答申いただいているところであります。直近の協議会におきましては、令和6年度のこども科学館及び郷土資料館、こちらの入館者数や活動実績、こちらを評価いただいたところであります。

博物館法が令和4年度に改正されまして、その中で、地域とより幅広に活動する、連携をする、こういったことが盛り込まれまして、各委員の方からもその観点で色々な御助言、御指導をいただいたところであります。

今の任期は、こちら八王子市博物館協議会条例の規定で3年となっております、令和7年6月30日、こちらをもって現委員の任期は満了となりますので、ここで

新に委員を委嘱させていただくものとなります。

委員候補者につきましては、学識経験者が6名、市民委員が3名で、合計9名を選出させていただいているところであります。こちらの委員のほう、博物館と一口で言いましても多分野にわたっておりますので、例えば、学校教育や社会教育、あとは文化財の学識経験や博物館関係者、こういったところが幅広く委員の候補を選出させていただいて、委嘱をお願いするものと考えています。

公募市民につきましては名簿がありまして、博物館への興味・関心・人となりや活動実績、こういったものから論文と面接を経て合計3名、うち2名は前回の委員の再選となりますが、こちらの候補者を選出したところであります。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和10年6月30日までとなっております。

説明は以上でございます。

○安間教育長 只今、説明終わりました。

本案について、御質疑・御要望等はございませんか。

○守屋委員 御説明ありがとうございます。情報ということでもないのですが、例えば、学識経験者の先生方だと、何を専攻されていらっしゃるのかなど、これだけだと、先ほど御説明があったように多分野にわたってということなので、おそらく色々な分野の先生方が集まってらっしゃると思うので、そこを転記していただけると少しイメージがしやすいかと思ったので、もしよかったらお願いしたいと思います。

○安間教育長 では、要望として受けとめてください。

○時友文化財課主査 ありがとうございます。

○安間教育長 ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第20号議案については、提案のとおり決定すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないもの認めます。

よって、第20号議案については、そのように決定することにいたしました。

-----◇-----

○安間教育長 日程第7 第21号議案 八王子市公立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則設定について、を議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

○櫻田教職員課長 第21号議案八王子市公立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則設定につきまして、担当の石渡主査より御説明いたします。

○石渡教職員課主査 それでは、御説明をいたします。

お手数ですが、議案関連資料を御覧ください。今回提出いたしました議案は、1改正の内容にありますように、八王子市公立学校非常勤職員規則第4条第1項第2号の規定にあります、「禁錮」という文言を、「拘禁刑」に改めるものでございます。

2改正の理由ですが、刑法等の一部を改正する法律により、刑法に規定する刑の種類のうち懲役及び禁錮が廃止され、これらに代え拘禁刑を創設する等の改正が行われたことから、本規則において引用しております文言を改めるものでございます。

3施行期日につきましては、公布の日から施行としております。

説明は以上となります。

○安間教育長 説明終わりました。

本案について御質疑、御要望等はございますか。

よろしゅうございますね、これは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 特に御意見もよろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第21号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないもの認めます。

よって、第 2 1 号議案については、そのように決定することにいたしました。

-----◇-----

○安間教育長 日程第 1 2 第 2 6 議案 特別支援学級等の設置について、を議題に供します。

本案について、教育指導課より説明願います。

○遠藤特別支援・情報教育担当課長 それでは、第 2 6 号議案特別支援学級等の設置について、担当の後藤主査より御説明申し上げます。

○後藤教育指導課主査 それでは、御説明いたします。

本案は、第五次特別支援教育推進計画に基づき、学校教育法及び学校教育法施行規則の規則によりまして、特別支援学級及び特別支援教室の拠点校を設置するものでございます。

特別支援学級につきましては、上柚木中学校に 2 学級規模として、特別支援教室の拠点校については、みなみ野君田小学校に設置するものでございます。

開設日については、令和 8 年 4 月 1 日としております。

詳細については、第 2 6 号議案関連資料を御覧ください。2 内容についてでございますが、第五次推進計画を踏まえた特別支援学級再編の基本計画に基づきまして、特別支援学級等の需要が高まっている地域に設置するものでございます。

今回は、東部の由木・南大沢地区に特別支援学級を、東南部のみなみ野地区に特別支援教室の拠点校を新たに設置するものでございます。

考え方の前提となります、特別支援学級再編の基本計画について御説明いたしますので、別紙 1 を御覧ください。こちらの基本計画については、「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、再編の具体的な取組といたしまして、中段のところに書いてございますが、特別支援学級ブロックの設定と、未設置や需要が高まっているブロックへの新設という 2 つの取組を掲げております。

今回は需要が高まっている地域の新設という考え方にに基づきまして、御提案しているものでございます。

それでは、議案関連資料にお戻りいただきまして、3 設置理由を御覧いただきたいと思います。まず、上柚木中学校についての理由ですが、由木・南大沢地区にお

いて、特別支援学級を設置している中学校は、松が谷中学校、由木中学校、宮上中学校、別所中学校の4校となります。そのうち宮上中学校は、昨年入級希望が多く抽選を実施いたしました。また、由木中学校については、教室の使用状況等から、これ以上学級を増やすことが困難であるため、同じブロックに特別支援学級を新設して、生徒数の偏りを緩和したいというものでございます。

それでは、別紙2を御覧いただきたいと思います。こちらの資料は、当該地域における特別支援学級を設置する中学校の状況でございます。由木中学校と宮上中学校の欄を御覧いただきますと、入級希望者の数が受入れ可能人数を上回っておりまして、この地域の特別支援学級の需要の高さが分かります。このような状況と、今後さらに需要が高まった場合に対応できるように、東部ブロック内の近隣の上柚木中学校に設置したいと考えているものでございます。由木中学校と宮上中学校で、それぞれの受入れ可能人数を増加した人数を御覧いただきますと、1学級8名の定員を超えておりますので、2学級規模と見込んでいるものでございます。

それでは、議案関連資料にお戻りください。次に、みなみ野君田小学校についての理由になります。現在、みなみ野地区には高嶺小学校と片倉台小学校を拠点校とした2つのグループがございます。今回、両拠点校のグループを再編し、3つのグループに再編することで、みなみ野地区における巡回指導の拠点校のバランスを取ることが理由でございます。

巡回グループの再編による指導対象となる児童数の変動については、裏面の4番の表を御覧いただきたいと思います。現在、高嶺小学校グループの指導対象となる児童数については拠点校を含めて4校77名、片倉台小学校グループについては4校91名となっております。新たにみなみ野君田小学校を拠点校として3つのグループにすることで、高嶺小学校のグループが57名、片倉台小学校のグループが66名、みなみ野君田小学校のグループが45名と再編いたしまして、児童数等が均等になるように考えたものでございます。

最後に、5スケジュールでございます。今後、小学校及び中学校の校長会で報告のほか、就学相談による案内、新設予定校や近隣設置校を通じて保護者へのお知らせ等を行いまして、令和8年4月の開設を目指してまいります。

説明は以上でございます。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はありませんか。

○守屋委員 御説明ありがとうございました。先日、松が谷中学校の見学をさせていただいたのですが、こちらにもあるように、今年在籍している子が1名ということで、先生たちや校長先生からも色々とお話のほうございました。やはり保護者の方のロコミがとても大きいということをおっしゃっていて、まだ教室の枠も全然あるのですが、なかなか来てもらえないという言い方をされていて、やはりロコミって、とても良い時もあるのですけれども、やはり主観から入ってしまうので、入って自分と思いが違うと、残念なことになって、それがまた不満のような期待外れになったりするところもあるので、先ほどお話の中でも、「地域の子どもは地域で育てる」というところが根本にあると言っていたので、何が何でも絶対、駄目というわけではないのですが、やはり地域の学校に、自宅の近くのところ、交通の便も含めて丁寧に、せっかく皆が通いやすいところを作っていたらいいので、やはり人気校という言い方は変なのかもしれないですが、ロコミだけで行かないように、ぜひ進めていってほしいという希望であります。

○後藤教育指導課主査 委員の意見にもありますように、希望がある学校といいますか、人気のある学校についてでございますが、そのような点は学校が十分に地域なり保護者の方に説明など周知をいたしまして、そういった人氣が学校に偏ることなく、そこは学校のよさをPRしていきたいと思います。

○安間教育長 そのためにブロックを作ったのでしょうか。それをおっしゃればいいのではないですか。

○後藤教育指導課主査 再編の基本計画の中には、「地域の子どもは地域で育てる」ということで、八王子市を14のブロックになっております。まずは、一旦は通学の距離などを考えて、一旦はブロックの学校に通っていただく。ただ、それだけではなくて、状況に応じてそれを越えた部分もありますし、最終的には八王子市全域のどの学校も選択できるような形にはなっておりますが、まずはブロック内の地域の学校を選んでいただくということになっております。

○安間教育長 ですから、定員が膨れてしまっているところというのは、膨れた子どもたちが全員その学校のブロックにいる子だから、増設しなければならないという、

そういう理屈ですよ。『よそから来たから膨れました』では、おかしいですよ。

○後藤教育指導課主査 地域の要望もあります。今回、上柚木中学校ということで御提案させていただいておりますが、今後、その地域の小学校の固定級にいる6年生の人数や在籍の住所を見ますと、やはり上柚木中学校の距離が近い子どもたちが多くございますので、今回は上柚木中学校を選定させていただいたところです。

○安間教育長 いや、どこに作ったかではなくて、私が言ったとおりルールがあって、まずこのブロック内で、要するに学校の選択制と同じですよ。その地域の子どもたちがまず入ると、それで満杯になったらもう募集は停止でしょう。そのようなルールでやっても膨れてしまったから、その子たちの一番近いところに増設しましたと、このような理屈だと説明してください。そういうことでしょう。

○後藤教育指導課主査 はい。

○安間教育長 ほかにございませんか。

○伊東委員 御説明ありがとうございます。今回これは、由木・南大沢地域ということで、第五次の推進計画においては整備されていくべきだと思うのですが、全面実施が令和9年時と、特別支援学級再編の具体的な取組の今後のスケジュールのところに書いてありますが、最終的には令和9年度でこれは完成していくという考え方なのでしょうから、その時には各ブロックにおいて子どもたちが、自分たちが希望する学校に席が、当該学級がしっかり整備されていくと考えてよろしいのでしょうか。

○後藤教育指導課主査 こちらの再編の基本計画については、令和5年度に策定させていただきまして、こちら特別支援学級や特別支援教室の再編をやってございます。特別支援教室につきましては、そもそも通級の指導学級が設置していた学校、拠点校と設置していたり、設置していない学校を巡回校として区分化してスタートしているものです。こちらブロックを分けたところで、ブロックごとに設置をしていく計画でございます。それで、令和9年度に全面実施という形にはなっておりますが、実際現状等は異なる部分もございますので、今後はその辺りの再編をまたして、見直していくような状況にはなるかと思います。

○伊東委員 特別支援教室のことではなくて、特別支援学級の話をしていただいているのですが、そのことについては令和9年度で完成ということではよろしいのですか。

○後藤教育指導課主査 学級につきましても、今学級は全域にございますが、そちらに

ついても踏まえながら再編といいますか作り直しは必要になってくるかと思います。

○遠藤特別支援・情報教育担当課長　　今担当のほうからも説明しましたがけれども、この計画自体が令和５年度の設置というような形になりまして、今現在では令和７年度、社会情勢等も結構変わってきている状況もありますので、その辺りも踏まえて新たなものを作り直すというような形で対応していければと考えております。令和９年度時点で完全全面実施というような形にはならないかもしれないです。そこは人口統計等も見ながら考えていければと考えております。

以上です。

○安間教育長　　要は、今、もう先行して変えられるところからどんどん変えているのですよね。

○遠藤特別支援・情報教育担当課長　　はい。

○安間教育長　　ということなので、計画作る時には何年かかると言わなければいけないけれども、やれるところは各ブロックの再編などは、もう課のほうでリーダーシップを取ってやれるところからやっていくということですね。

○伊東委員　　御説明ありがとうございます。そうだと思うのですが、状況として、八王子市の知的障害学級の状況については、増加傾向にあるのかどうか、あるいは、今後どのくらいまでがピークになっていくのかという、そのような人口動態推計などとの関連で、今後の再編計画については何らかの見通しをお持ちだと思うのですが、その辺りの見解について教えていただければと思います。

○後藤教育指導課主査　　特別支援学級については増加してございまして、年々増えて新たに設置しているところでございます。今年度については、固定級でいえば、小学校が３校、中学校が２校ということで、設置を順次している、必要に応じてしているところでございますし、あと、ここの固定級の学級の児童・生徒数についても、例年、細かな数字は推計のほうは今ございませんが、学級数、児童・生徒数で言えば、例年約４０名ということで、増加しているところでございます。

○安間教育長　　いや、そもそも伊東委員の話は、推計があって再編計画というのができるものではないかという、非常に大道な話をされているのですよ。だから、そもそも特別支援の固定級に関して、そのようなことが可能なのですか。何人いるだろう、今後どれぐらいやるだろう、だから、前もってそれだけ用意しておこうということ

が可能なのですか。まずそこを話したほうが良いのではないですか。

○遠藤特別支援・情報教育担当課長　今の質問なのですけれども、非常にこの、特別な支援が必要な子どもの推計というのは難しいような状況ではございます。ただ、今言ったように過去の状況や、その辺りを見ながら、あと昨今の状況、35人学級にすることや学校再編など、その辺りも含めて考えていければと考えております。

○伊東委員　分かりました。

○安間教育長　よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは、御意見はございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第26号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　御異議ないもの認めます。

よって、第26号議案については、そのように決定することにいたしました。

-----◇-----

○安間教育長　それでは、続きまして、報告事項となります。

まず、地域教育推進課から報告願います。

○高橋地域教育推進課長　それでは、令和6年度（2024年度）学校運営協議会の運営状況について御報告申し上げます。

学校運営協議会につきましては、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則におきまして、その趣旨を規定しております。協議会は、学校運営及び当該運営の必要な支援に関して協議する機関として、八王子市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営の参画や保護者及び地域住民等による学校運営の支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むものとする、とされております。併せまして同規則第14条では、教育委員会は協議会

の運営状況についての的確な把握を行う、とされております。

今回令和6年度の運営状況がまとまりましたので、ここに御報告申し上げるものでございます。説明は上奥課長補佐より行います。

○上奥地域教育推進課課長補佐 それでは、資料の2設置状況から御報告させていただきます。本市では、平成19年度より学校運営協議会の設置が始まっております。平成31年度で107校全てに設置が完了しております。

令和6年4月1日時点での委員数ですが、937名。内訳といたしましては、地域の皆様が約半数、以下学識経験者、保護者、校長先生、地域学校協働活動推進員、学校コーディネーターとの兼任の順になっております。

続いて、在任年数です。学校運営協議会の委員の任期は、1期2年となっております。2年目以内で1期目の方が3割を占める一方で、5期10年以上お務めの方も1割以上いらっしゃるという状況です。特に地域の方は長く委員を務めていただいているというような状況がございます。

次のページに移ります。3開催状況についてです。令和6年度は年間10回以上を開催している協議会が半数以上で、全体平均では1協議会当たり9.3回の開催となっております。また、中学校区単位での合同学校運営協議会を開催している学校は、令和5年度より8校増えて、41校となりました。

学校運営協議会委員を対象とした研修会では、他校の委員の方と熟議をするグループワークを必ず行っておりまして、近隣校でグループを設定するなど、工夫を凝らしております。そのため委員同士のつながりが強まっていったということも、そして小中一貫教育グループでの取組の重要性についても理解が深まってきているということも合わさった結果であると認識しておるところです。

続いて、4活動内容を御覧ください。令和6年度の各学校運営協議会の活動を抜粋して報告いたします。

学校運営協議会は、学校経営計画などの学校運営に対する基本的な方針等の承認だけではなく、移動教室や修学旅行の実施判断や、運動会や音楽会、入学式、卒業式など、様々な学校行事に関する意思決定にも関わっていらっしゃいます。加えて、様々な学校課題についての熟議を行っており、特色ある取組を各学校ごとに行っているところ です。

ページをまたいで恐縮ですが、学校課題に対する熟議の一例をこちらに挙げさせていただきます。ここに項目として挙げております学力向上、そして体験活動、地域連携、子ども・保護者支援、教職員支援といったところが、特に多くの学校運営協議会で課題として捉えて取組につなげていらっしゃいました。

(3) 特色ある取組の実施の中にグラフがございますが、令和6年度に特に力を入れた取組を延べ数で示したグラフとなっております。補習教室や各種検定試験の実施、図書館などの学校の中での環境の充実などを含めました学習支援に関する取組が最も多くの学校で取り組まれていくことでして、それに続いて、防災訓練や公開講座、各種あいさつ運動、清掃活動などの地域活動も含めましての地域連携活動、そして地域の方々を講師とした地域の伝統体験、プロの選手や専門家を講師としたスポーツ体験、伝統文化体験などの体験活動、また、子どもたちを地域で支える居場所づくりや子ども食堂、保護者サロンの開催などの子どもや保護者に対しての支援、あとは教職員との連携を強化するために、懇談会の実施や意見交換会の実施など、教職員を支援する取組などを熟議の上で行っていただいております。

令和6年度の取組につきましては、別添で資料をつけさせていただきます。 「令和6年度学校運営協議会の特色ある取組一覧」に、学校ごとに書いてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

次のページを御覧いただきまして、5自己評価でございます。学校運営協議会では、年度当初に学校運営に関わる協議及び教育活動に関わる支援について、年度の目標を設定いたしまして、協議会を年間で実施する中でPDCAサイクルを回しながら活動をしていただいております。

令和6年度におきましては、ほとんどの学校運営協議会で、各自で設定している目標を達成して、「学校に貢献することができた」と自己評価をしていらっしゃるようです。なお、「一部達成」と自己評価をした学校運営協議会もございますが、実はこちらの学校は、特に活発に活動されている学校運営協議会として、成熟した活動を行っている中で、非常に大きな課題を自分事として取り組まれている中で、我々のほうで実績報告を拝見させていただく分には、単年度で目標達成が困難な課題に対して、非常に積極的に取り組まれている結果、それが次年度にも繰り越してしまっているというようなところから、厳しめの自己評価をされているというように拝

見しているところでございます。

6 協議会の課題解決に向けた教育委員会の取組です。学校運営協議会の活動を支援するために学校運営協議会情報連絡会と連携をしまして、研修や情報提供などを行ってきました。令和6年度につきまして、研修については明星大学の星山教授に教育支援について講演をいただいたり、研修会を行った際には基本的にアンケートを必ず取っているのですが、そちらで委員の方が課題として出されていることや聞いてみたいということを我々のほうで把握をしまして、情報連絡会の代表、副代表の方々などと協議をする中で、何をするかを決めながら実施してまいりました。令和6年度には、一部に関して動画を撮らせていただいて、参加できなかった委員の方に後から配信で見ていただくなどという取組にも力を入れたところでございます。

情報提供につきましては、協議会会長のメーリングリストがございまして、そちらを活用して、子ども家庭部や生涯学習スポーツ部など市が主催するセミナーや、文部科学省の主催する地域とともにある学校づくり推進フォーラム、全国コミュニティスクール研究大会、都の主催する地域学校協働活動推進フォーラムなど、現場に行くこともできますし、配信でも見ることもできるような協議会活動に必要な情報について、幅広く積極的に提供をしているところございました。

また、教育委員会管理職等による学校運営協議会の傍聴を行っておりまして、学校の熟議の内容を教育委員会内でもしっかりと共有することで、各課の施策展開の参考とさせていただいたところです。

最後にその他です。こちらの報告内容につきましては、全ての学校運営協議会と学校に共有をさせていただきます。また、特色ある取組について、さらに詳細に集約いたしました「活動事例集」を、こちら令和6年度版を現在編集しているところでございます。7月中には学校運営協議会委員にお配りをし、本市のホームページでも公開することを予定しております。

報告は以上です。

○安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等はございませんか。

○保坂委員 基本的なことで申し訳ないのですが、学校運営協議会と学校の教職員の立場といいますか立ち位置というのは、どのようなものなのでしょうか。参加するの

は校長だけということですか。

○高橋地域教育推進課長 委員の1名となっているのが校長先生でございます。あと、副校長先生のほうも事務や議事録をつけていただいたりということで参加しているケースが多いです。そのほか主幹教諭の先生であったり、学年主任の先生であったり、その学校によって参加するメンバーは違いますが、教職員との懇談会等も実施している協議会もありまして、連携を深めているところでございます。

○保坂委員 連携を深めることについてですが、学校長は教職員や学校とは一線を引いていたということでしょうか。

○高橋地域教育推進課長 あくまでもその学校の活動支援、学校の運営支援ということも目的にして設置をされている協議会でありますので、一線を画すというよりも、逆に、いわゆる学校の課題や悩みについて、一緒に応援をしながら支援をしていくというような立場に、伴走という形になるかと思います。

○安間教育長 協議会自体は、会議自体には、教員は子どもの指導をしていますから、なかなか参加はできないので、やはり要望がないところでやってもしょうがないので、ここら辺は、協議会のほうで調整していると思います。

ほかにございますか。

○伊東委員 御説明ありがとうございます。これまで何度もこの案件に関して質問をさせていただいているところでございますが、今年度の報告はとてもすばらしいと思います。特に学校運営の承認に関する部分のところですね。それから、学校課題に対する熟議の状況など、こういったものを付け加えていただきまして、学校運営協議会本来の機能、あるいは学校経営のガバナンスを評価するような機能、こういったことが学校運営協議会の中で行われているということがよく分かりました。

大変本当にすばらしい内容が明記されているのですけれども、できることであれば、特に熟議の部分なのですが、どのような熟議の経過があって、こういった結論が出たのかなど、この学運協で話し合ったことの中で学校経営にどう反映されているのかというような、本当に短いコメントでも結構なのですけれども、熟議の概要のようなものがもし個別に、今後公表されるというようなお話ですので、「こういうことを学運協で話し合っているのか、こういうことを学運協の中で承認をされたり、地域に開かれた教育課程編成というものが実際に実現できているのだ」というよう

なことを可視化していただけるとありがたいと、せっかくこのような実態があるのであれば、ぜひそれを明らかにしていただくような報告書にいただけると大変ありがたいというように、大変凝縮だと思っています。ありがとうございました。

○安間教育長 要望です。以前も話しましたが、学運協で決定したもの、そういったものをまとめているでしょう。そのようなのが一番良いのではないですか。コロナ禍の時なんか一番そうですよね。学運協が移動教室で必死になって責任を持って決定したりするようにもなりましたからね。そのような意味では、その時の資料もね。ほかにございましょうか。

○守屋委員 御説明ありがとうございました。八王子は学運協を全校実施ということで、そこは前々からすばらしいことと謳われているのですが、なかなか小中一貫グループというのは、ここが伸びないということはどのようにお考えでしょうか。もちろん数だけが必要なわけではないのですが、やはりこれだけ開いている中で、できていないというのが、なかなか皆さん少なかったというのが正直感じるところだったので、ここは学校側もそれぞれしたくないという理由ではないとは思いますが、どのようなことでできないことになっているのか、もし、いくつか分かる事例があれば教えていただければと思います。

○高橋地域教育推進課長 小中一貫グループでの会議回数についてですが、これは、やはり小学校・中学校それぞれに課題があって、なかなか合同でできないというところも理由の1つとしてあるかと思います。これにつきましては、例えば、分科会という形で全体会のほかに分科会を設けて各小学校単位、中学校単位で打合せを行った後、また全体会に戻すといったような会議運営も、1つ工夫すると可能になるかというところで考えてございます。ですので、今後そういった体系につきましても、私どものほうから周知、説明申し上げて、できる限り多くの小中一貫グループでの合同開催が増えるように工夫してまいりたいと考えております。

○守屋委員 毎回課題が違うのはもちろん小・中、ばらばらなのは当たり前というか、本当にそのとおりなのですけれども、ただ、やはり共通する部分というのがあるからこそ一貫グループというところなので、ぜひ、なかなか進まないところは先ほどおっしゃられたように教育委員会のほうで少し押してあげてもらえるとありがたいと思うので、ぜひよろしくお願いします。

○安間教育長 ほかにございますか。

私から1点。学校運営協議会自体には、予算というのがありますよね。その予算を使って、例えば、講師か何かを呼ぶ時に何かルールがありますか。

○高橋地域教育推進課長 講師の謝礼という形で報償費の支出をしておりますが、これはあくまでも個人名義ということでお願いをしております。法人名義ではなく、個人名義で支払をするという趣旨に基づいて行っております。

○安間教育長 そのルールは各学校に当然周知していると思うのですが、先日、小学校長会のほうから、ある特定の団体に対する、要するに小学校長会としての要望だから、1校、2校が「やりたい」というわけではなくて、小学校長会としてその法人にも配れないかという、そのような要望をいただいたと私は理解しているのだけでも、これはもう1回話をしてみてください。もし1校、2校が言っているものだとしたら、小学校長会の要望で来られてしまっても困るのでね。その辺りのルールはぜひ徹底をしていただきたいと思います。ぜひ連絡を取ってみてください。

○安間教育長 よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、以上を報告として承らせていただきたいと思います。

-----◇-----

○安間教育長 続きまして、教育指導課から報告願います。

○狩野統括指導主事 令和5年6月に策定しました、八王子市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策「つながりプラン」につきまして、令和6年度 of 取組結果を報告させていただきます。詳細につきましては横倉指導主事より説明いたします。

○横倉教育指導課指導主事 それでは、説明をさせていただきます。

別紙資料を御覧ください。上段左側、令和6年度の不登校児童・生徒数は、暫定値ではございますが、1,884人となっています。令和3年度から令和4年度の急増に比べると、この令和4年、5年、6年の3年間の人数変化は横ばいとなっております。「つながるプラン」を策定してから2年目であった令和6年度は、不登校支援コーディネーターを位置づけ、高尾山学園での1日実地研修を行ったり、新ニーズに応じた様々な居場所を作ったりするなど、様々な取組を行いました。学校の未然防止の取組が改まっているのではないかと感じています。

上段の真ん中には、学年別の不登校児童・生徒数を示しております。確認すると、学年が上がるにつれ不登校者数が増加しており、特に小学校第6学年から中学校第1学年に進級すると、不登校生徒がどの学年よりも増加していることが分かります。しかし、いずみの森義務教育学校では、第6学年から第7学年にかけての不登校生徒はおりません。これは、本市が進めている小中一貫教育の1つの成果であると思っております。

資料の下段左側には、令和5年度末時点の結果を示しております。達成目標①の学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない児童・生徒が333人いました。令和6年度は、この学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒を1人でも多く支援ニーズに応じた場につなげることを重点としました。ここでいう学校内の専門医につきましては、養護教諭とスクールカウンセラーとなっております。しかし、そのほかにも養護教諭とスクールカウンセラー以外に、担任などの先生方が継続して関わっている子どもは174人いました。

下段中央には、支援ニーズに応じた場につなげた結果として、給食センター、図書館、児童館であったはちビバ、オンライン教育支援センターであるはちっこルームに、どのくらい子どもたちがつながることができたかを示しております。給食センターで給食を食べてはちビバに行ったり、図書館に行った後に給食センターに行ったりできるようになった不登校児童・生徒もいるため、人数は延べ人数となっております。どの機関にも多くの不登校児童・生徒がつながってきたことが分かります。そして、そこに行くだけでなく、職員と関わることで人と話すことや関わるのが苦手だった子どもたちが少しずつ自信を取り戻し、年間30日以上欠席したもの、徐々に登校できるようになった子どもたちも増えてきております。

さらに、中学校になって不登校者数が急増することへの対応として、令和6年度は東京都の不登校対応巡回教員の配置により、登校が安定しない生徒に、担任が時間をかけて関わるのが今まで難しかった部分をフォローしたり、三者面談に同席したりするなどし、未然防止や登校復帰の充実が図られました。令和7年度は、8名の不登校対応巡回教員が高尾山学園を除く全ての市立中学校・義務教育学校を巡回して、別室指導や未然防止の取組などの対応をしております。

下段右側は、令和6年度末の結果となっております。つながるプランの達成目標

①は、国の調査をもとに達成目標としてまいりました。しかし、さらに本市独自の個票システムで不登校児童・生徒の状況把握を行ったところ、継続してつながることができない深い層の不登校児童・生徒73人を、つなげることの必要性を強く感じたところでございます。この73人については、学校だけでは対応が難しい児童・生徒です。そのため、令和7年度はスクールソーシャルワーカーが積極的に関わり、不登校の状況や背景を把握し、学校と共に支援ニーズに応じた場につなげていきたいと考えております。

「つながるプラン」の達成目標②である中学校卒業後に希望進路を持つ生徒の進路未決定者は、昨年度に引き続きゼロ人となりました。令和7年度も数値だけにとられるのではなく、キャリア教育の視点を踏まえた進路指導を粘り強く続け、ゼロ人を継続していきたいと思っております。

最後に、令和7年度の重点取組としましては、先ほど説明させていただきました、継続してつながることができない不登校児童・生徒へのスクールソーシャルワーカーの積極的な介入と、適応指導教室、教育支援センターの再編、そして、不登校の未然防止の充実に取り組みます。1人でも多くの不登校児童・生徒が、人や社会とつながり、自信を取り戻し、社会で生きていく力を身につけることができるよう、今後も取組を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

○安間教育長 只今、教育指導課からの報告は終わりました。

本件について、御意見、御質疑、御要望等がございましたらお伺いいたします。
いかがでしょうか。

○保坂委員 御報告ありがとうございました。1点お伺いしたいのは、中学校卒業後に希望進路を持っているかどうか、それが把握できてない生徒がいるということなのかと思うのですが、この書き方だと。それは、どの程度いらっしゃるのかどうか、分かりますでしょうか。

○横倉教育指導課指導主事 全ての学校が卒業する前に、必ずどういった進路があるのか、そこを必ず確認しております。その後、どのところに、高校に行ったのか、通信制のところに行ったのかをしっかりと確認して、その人数がゼロであるということになっておりますので、全て確認はしているところでございます。

- 保坂委員　希望進路がない生徒はいないということですか。言い換えると、希望進路を持つ生徒というか、全生徒が中学校卒業後の進路先が決まったということですか。
- 横倉教育指導課指導主事　全て進路が決まっているという状態になっております。
- 保坂委員　そうすると、もう少し違う書き方ができるかと思うのですけれども、これだけだと、希望進路を持たない、あるいは希望進路を学校側が把握できていない生徒はいないという書き方になると思うので、中学校卒業後には全員が進路を決定しているというような、進路未決定者がいないというように書かないと。
- 安間教育長　そう思いますよね。
- しっかり説明してください。
- 狩野統括指導主事　中学校卒業後の希望進路を持つということで、中学校の段階でどこに、例えば、高校に進学したいなどの希望をしっかりと中学校が把握をし、そこを4月越えた後もどこにつながったのか確認をして、その子が自分の希望した進路につながったかを確認した後、ゼロ人ということで報告をさせていただいております。
- 安間教育長　体調がもう優れなくて進学などは、今の時点で考えられませんかという子がいるでしょう。そのような子はどうなりますか。
- 狩野統括指導主事　今現在、卒業後に病院へ入院したというお子さんもいます。そのお子さんについても、その後中学校の先生たちが関わりながら、追いかけてつ、どのような状況になったのかというのを確認して、つながったということでゼロ人というように報告をさせていただいてます。
- 安間教育長　ということは、入院したということも進路だと、令和6年度の、去年の卒業生でしょう。入院は、そんな簡単に終わるわけではないでしょう。もしくは、もう本当に体調が悪くて家にいるような子の場合、今もそれを追いかけているのですか。だとすると、継続的に追いかけている数字でないと、矛盾しないですか。
- 狩野統括指導主事　入院しているお子さんが希望している進路を持てているかどうかというところを確認しているところでございます。
- 安間教育長　いや、だから、持てているのだったら、持てているだけだから、まだ達成していないのでしょうか。だとすると、書き方としては、持っている生徒の未決定者ゼロではないではないですか。この文言が、今あのような説明をすると思わなかったのですが、ああいった説明をしてしまうと、保坂委員のおっしゃるとおりの理

解になりますよ。

○狩野統括指導主事　　ここの文言については、もう一度整理をしなければいけないかと思っておりますが、子どもたちがしっかり、その時点で希望した進路を持っているかどうかという確認をして、追いかけていく。

○安間教育長　　要するに、中学校卒業の３月の時点で、希望進路を持っている子に関しては全員が叶いました、という意味合いなのでしょう、これは。

○狩野統括指導主事　　そのようなことでございます。

○安間教育長　　だから、「持っていません」と言った子は、やりようがないからね。

○保坂委員　　だから、「持っていません」と言った子はどのぐらいいるのかという。

○安間教育長　　そうですね。そのような話ですよ。説明の仕方と資料の見せ方を工夫してください。

○狩野統括指導主事　　はい。

○安間教育長　　ほかにございますか。

○田中委員　　御説明ありがとうございます。別紙の真ん中、公的機関と連携した支援という中のはちっこルームを活用した支援の利用者数が１１９名で、専門的な相談・指導を受けた１８４名の数字について、御説明をお願いしたいと思います。

○横倉教育指導課指導主事　　このはちっこルームの利用に関しては、アカウントを利用する際に必ずスクールソーシャルワーカーと面談をして利用することになっておりますので、この１１９名は必ずスクールソーシャルワーカーとは関わっております。そのほかに、もさらにスクールカウンセラーや養護教諭と関わっている児童もおりますので、ここでは延べ人数で表しておりますので、全てを表記した場合にはこの１８４という表記になっております。中には、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、養護教諭と関わっているお子さんもいらっしゃる、スクールソーシャルワーカーだけに関わっている子もいらっしゃいます。

○安間教育長　　誰と関わっているかは分かったけれども、はちっこルームを利用しているのはその中の誰なのですか。だって、はちっこルームの利用者数といっているのだから、はちっこルームを利用した子は何人ですか。

○横倉教育指導課指導主事　　１１９名です。

○安間教育長　　では、何でここが１１９の内数ではないのですか、専門的な相談・指導

を受けた子が。そのような御質問ですよ。

○田中委員　この１１９名の中から、専門的な相談・指導をさらに受けたという認識だったので、その数字がどのようなことなのかと思ってしまいました。

○安間教育長　つまり今の説明だと、１１９人利用したけれども、利用しているぐらいなのだから、全員受けていますと言うのだったら、ここの上下とも１１９にすれば良いのではないですか。

○横倉教育指導課指導主事　はい。足しました。一応数値といたしましては、１１９名はスクールソーシャルワーカーに関わっています。その中で養護教諭に関わっている子は２６名で。

○安間教育長　違うよね。だって、これははちっこルームを利用した人の数を書いているのであって、スクールソーシャルワーカーと関わった人の人数を書いているのではないでしょう、これ。

○横倉教育指導課指導主事　そうです。１１９名と１８４名は違います。

○安間教育長　そうやって書きたいのだったら、はちっこルームの利用者数は何人だけでも、その中でＳＳＷとやっているのが何人、スクールカウンセラーとやっているのが何人、足したらこの数になりますと書けばいいではないですか。

○横倉教育指導課指導主事　はい。

○保坂委員　延べ人数だけでも、はちっこルームを利用していない人がいるというように、これだと読めるのですよね。

○安間教育長　そうですね。だけれども、はちっこルームの利用者数ということですね。という御質問です。

○狩野統括指導主事　この内数の書き方について、先ほど横倉のほうから話をさせていただいたように、スクールカウンセラーが何人、スクールソーシャルワーカーが何人というような記載にしなければいけないところ、申し訳ございません。修正させていただきます。

○安間教育長　いずれにせよ、その内数がダブっていますというような話だとすると、ダブって書けば良いのではないですか。給食センターを利用した人は１４７名なのでしょう。その１４７名のうち、専門的な指導を受けた人は１４７名なのでしょう、ということは。ですよ。だから、これは要らないのではないですか、プラスアル

ファしたり何なりした数字は。もう少しシンプルにスタッフは分かりやすく、表題どおりにしてください。ということで大丈夫ですか。

○田中委員 ありがとうございます。もう1点、最後に質問良いですか。この公的機関というところで、子どもたちが何らかをきっかけに社会と関わるというところで、そのような機関があるよというのは、学校側から保護者の方に説明をして、子どもと一緒に来たという認識で良いですか。

○横倉教育指導課指導主事 おっしゃるとおりでございます。学校には登校支援コーディネーター等もおりますので、そのお子さんとお母さんとの面談の中で、このようなところもありますということで御紹介させていただくことも行なっております。

○田中委員 ありがとうございます。距離や場所によって行ける行けないなど、子どもたちもあると思うのですが、とてもこの後に重要になってくるのが、1人で行けるか、1人で参加できるかというところがすごくあると思います。それが、この登校できるようになる人数につながっていくのかと思って、この資料を興味深く見ていました。細かく、もし人数把握も、保護者と一緒に来た、さらに1人でまた行けるようになった、1人の時間が過ごせるようになったというところもあると、こう見えてくるところもあるかと思いながら拝見しておりました。

以上です。

○安間教育長 ほかにございませんか。

○伊東委員 御説明ありがとうございます。教育指導課のほうで、この不登校総合対策「つながるプラン」というのをずっと取り組んでいて、成果が出ている状況はよく分かりました。こうして八王子市が非常に独特な不登校対策をしていることが十分わかるのですが、これはこれとして、とても重要なことなのですが、この不登校対策の本質的な対応には、やはり未然防止、それから早期対応というような部分がやはり必要で、できれば不登校のお子さんを出さないことがとても重要なことなのですね。そのような部分も、この表に入れられるのか分かりませんが、前ぶりとして、これだとなんとか、不登校になってしまった子どもに対して取り組んでいるのだけれども、本質的に不登校を出さない、あるいは不登校の子どもたちをいち早く見つけて、こういった不登校予備軍のような子どもたちを何とか学校にというような部分も、やはり考えなくてはいけないと、私はその部分をセットでや

っていただきたいと思っています。特に、この令和6年度の学年別不登校児童・生徒数とあるのですが、やはりこれも経年で出していただいて、どの学年が経年という和不登校の子どもが増えていくのかなど、そのようなもう少しこの数字の分析的な表の読み取りをしていきたいようなところもあると、いずれにいたしましても、「つながるプラン」の前段となる部分も併せて不登校対策ということで、見せていただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○安間教育長 よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、本件報告として承らせていただきたいと思います。

-----◇-----

○安間教育長 続きまして、教職員課から報告願います。

○櫻田教職員課長 それでは、高齢者叙勲の受章につきまして、担当の石渡主査より御報告申し上げます。

○石渡教職員課主査 それでは、高齢者叙勲の受章者について御報告いたします。

高齢者叙勲とは、春と秋の叙勲、春秋叙勲でどこにも授与されていない功労者に対して、年齢88歳に達した機会に叙勲が授与されるもので、昭和48年以降、閣議決定の上、毎月1日付で実施し、発令されるものです。

推薦の基準は、小・中・義務教育学校の校長経験者で、学校教育の振興に特に貢献し、功績が顕著であると認められる教育関係従事年数30年以上の者となっており、該当する者について、東京都に対して推薦しております。

今回受章された方は1名です。

受章者は、高山尚三、元八王子市立秋葉台小学校長です。教育公務員歴は37年で、校長歴としては、多摩市立南貝取小学校長及び八王子市立秋葉台小学校長を歴任しております。

受章内容は、瑞宝双光章です。

発令日は、令和7年6月1日です。

報告は以上となります。

○安間教育長 報告は終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等はございますか。

よろしゅうございますね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安間教育長 それでは委員一同、心よりお祝いを申し上げます。

-----◇-----

○安間教育長 続いて、文化財課から報告願います。

○塩澤日本遺産推進担当課長 日本遺産構成文化財であります「上の祭り・下の祭り（八王子まつり）」のPRについて御報告いたします。

まず、報告の趣旨でございます。本市の日本遺産ストーリーの構成文化財であります「上の祭り・下の祭り（八王子まつり）」につきましては、今年度は8月1日から3日にかけて開催が決定されております。そのPR映像をコニカミノルタサイエンスドーム（こども科学館）のプラネタリウムで投影することについて報告するものでございます。

ここで、上の祭り・下の祭りについて簡単に御説明いたします。上の祭りというのは、元本郷町にあります多賀神社の祭礼になっております。また、下の祭りにつきましては、元横山町にあります八幡八雲神社の祭礼ということになっております。もともとは別な神社の祭礼として執り行われておりましたが、戦後になりまして、八王子まつりとして執り行われております。一般的には、「八王子まつり」というように呼ばれているものでございます。

現在も8月第1金曜日から日曜日にかけて、旧八王子宿にあります横山町から追分町にかけて、甲州街道を中心に執り行われております。

また、日本遺産ストーリーの位置づけでございますが、八王子はかつて織物産業や織物の取引が盛んでございました。こうした中で、各町ごとで豪華絢爛な山車、あるいは神輿を作りまして、祭礼において豪華さを競ったといわれております。こうしたことから、八王子のまちが織物で栄えたというものが、八王子まつりでも見ていただくことができるということで、構成文化財として位置づけております。

続きまして、今回の報告の内容についてでございます。まず、プラネタリウムでの投影期間でございますが、6月7日土曜日から八王子まつりの最終日となる8月3日までとなります。投影内容についてですが、現在プラネタリウムでは本編プロ

グラムを1日当たり2回から4回投影しておりますが、プログラム前に約2分間、全方位カメラで撮影いたしました、八王子まつりの山車の巡行や、祭りのクライマックスであります大辻合わせの臨場感ある映像を投影します。

続きまして、投影の目的についてでございます。プラネタリウムにて観覧する子育て世代や小・中学生に対し、臨場感ある映像を御覧いただくことで、八王子まつりに興味を持っていただき、実際に祭りに足を運んでいただくよう促すとともに、日本遺産の認知度を高めることとしております。それでは、実際に映像を御覧いただきたいと思います。ドームスクリーンでの投影を前提にした映像でございますので、平面ではサイズなど見づらい点もございますが、御承知おきください。

〔動画視聴〕

○塩澤日本遺産推進担当課長 映像は以上になります。皆様にはぜひコニカミノルタサイエンスドームにて御観覧いただき、プラネタリウムの環境を生かした迫力ある映像と音声により、八王子まつりの雰囲気を感じていただきたいと思います。そして、八王子まつりにも足を運んでいただき、実際に山車や神輿の迫力と祭り囃子の音色をお楽しみいただきたいと思います。なお、この映像は令和8年度以降も八王子まつりの開催決定後、祭りの最終日までの期間において投影する予定です。

報告は以上です。

○安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等がございますか。

○守屋委員 御説明ありがとうございます。1つ質問なのですが、本編でというように書いてあったかと思うのですが、本編プログラムの前でということで、小学校など学校単位で観覧する機会なんかもあって、学習プログラムの前でもこれというのは放映するのでしょうか。結構、小学校の時って、八王子は広いので、実際私は大辻合わせなんかは1回も見に行ったことがなくて、小さいお子さんだと八王子のこの夏の祭りって、何といいますか、異次元というか、自分のまちというように捉えないことも多いのではないかと思います。もし学習プログラムの前で放映もあったら良いのではないかと思ったので。

○塩澤日本遺産推進担当課長 御質問ありがとうございます。今守屋委員からもございましたとおり、小・中学校のプログラムの前にも投影をしていただくことになって

おります。やはり今守屋委員もおっしゃられたように、八王子の小・中学生は、八王子まつりを生で御覧になったことがないと、私もいろんな事業で子どもたちからも直接そのような声を聞いておりますので、そういったお子さんにもぜひ祭りの迫力などを味わっていただきたいと考えております。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

○田中委員 映像、今見ただけでもすごくわくわくする映像だったとは思いますが、この目的に書いてある「八王子の祭りを子育て世代や小・中学生に認知してもらう」ということで考えると、このプラネタリウムでの投影だけではなくて、例えば、SNSへのアップだったり、そういったことはこれから計画はありますか。

○塩澤日本遺産推進担当課長 今回の映像につきましては、著作権の関係でプラネタリウムの投影に使用が限定されております。この映像を使用することは、非常に周知に関しては効果があると認識しておりますので、その他の使用についても今後検討していきたいと考えております。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、本件報告として承らせていただきたいと思います。

—————◇—————

○安間教育長 以上で公開の審議を終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 ないようであります。

それでは、ここから非公開となりますので、傍聴の方々、恐縮でございますが、御退席をお願いいたします。

【午後 2 時 2 8 分休憩】